

(様式2)

教育委員会 (議案)・報告) 第 15 号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>特別休暇について、次に掲げる所要の改正を行うため、本件を上程するものである。</p> <p>(1) 職員の定年の引上げに伴い、その対象となる職員のモチベーションの向上を図るため、新たな特別休暇を設けるもの</p> <p>(2) 堺市パートナーシップ宣誓制度の改正に伴い、その他の特別休暇について見直しを行うもの</p>
議案（報告）の 概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 60歳に達した職員について、心身の健康の維持及び増進を図る場合に、新たに特別休暇を取得することができることとするもの</p> <p>(2) 婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会的生活を営む関係にある者（以下「パートナー」という。）及びパートナーの子について、次に掲げる特別休暇を取得することができることとするもの</p> <p>ア 配偶者等（配偶者及びパートナーをいう。イにおいて同じ。）の出産に係る休暇</p> <p>イ 配偶者等が出産する場合における子の養育に係る休暇</p> <p>(3) 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子及びパートナーの子について、次に掲げる特別休暇を取得することができることとするもの</p> <p>ア 子の保育施設等への送迎等に係る休暇</p> <p>イ 子の看護に係る休暇</p> <p>(4) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none">■ 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input type="checkbox"/> その他（ ）
------------	---

議案第15号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「当該年度において」を削る。

第12条第1項第3号中「父母等」を「父母その他の別表第2に掲げる者」に、「別表第2」を「同表」に改め、同項第4号中「配偶者」を「配偶者等（配偶者）」に改め、「含む」の次に「。以下この項において同じ。）及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう」を加え、同項第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「含む」の次に「。第11号及び第13号において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

7 学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員又は学校職員給与条例附則第8項第2号に掲げる職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合には、第1項第21号に規定する特別休暇のほか、これらの職員が60歳に達した日後における最初の4月1日の属する年度において5日以内の特別休暇を受けることができる。

第14条第1項中「の者」を「の職員」に改める。

別表第2中 「
配偶者等（配偶者及び
婚姻関係と異ならない
程度の実質を備える社
会的生活を営む関係に
あると教育委員会が認
める者をいう。以下同
じ。）
」
を 「
配偶者等
」
に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 病気休暇は、次に掲げる職員以外の職員に与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者で、<u>当該年度において6月を超えて継続して勤務していないもの</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>父母等が死亡した場合 別表第2に定める期間以内</u></p> <p>(4) <u>配偶者</u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合 出産予定日前6日から出産日後14日(出産予定日前7日までに産んだ場合にあつては、出産日から出産日後14日)までの期間内において2日以内(短時間勤務職員にあつては、2日に当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。)以内)</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 病気休暇は、次に掲げる職員以外の職員に与えるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者で、6月を超えて継続して勤務していないもの</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時間又は期間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>父母その他の別表第2に掲げる者が死亡した場合 同表に定める期間以内</u></p> <p>(4) <u>配偶者等(配偶者</u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)<u>及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう。以下同じ。)</u>が出産する場合 出産予定日前6日から出産日後14日(出産予定日前7日までに産んだ場合にあつては、出産日から出産日後14日)までの期間内において2日以内(短時間勤務職員にあつては、2日に当該短時間勤務職員の1週間の勤務</p>

(5)～(9) (略)

(10) 職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において当該出産に係る子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下この項において「小学校等」という。）への就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日以内（短時間勤務職員にあつては、5日に当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内）

(11)～(24) (略)

2～6 (略)

(介護休暇)

日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内）

(5)～(9) (略)

(10) 職員の配偶者等が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において当該出産に係る子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部（以下この項において「小学校等」という。）への就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。第11号及び第13号において同じ。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において5日以内（短時間勤務職員にあつては、5日に当該短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）以内）

(11)～(24) (略)

2～6 (略)

7 学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員又は学校職員給与条例附則第8項第2号に掲げる職員が心身の健康の維持及び増進を図る場合には、第1項第21号に規定する特別休暇のほか、これらの職員が60歳に達した日後における最初の4月1日の属する年度において5日以内の特別休暇を受けることができる。

(介護休暇)

第14条 介護休暇は、会計年度任用職員のうち1週間の勤務日の日数が3日未満である者以外の者に与えるものとする。

2～10 (略)

別表第2(第12条関係)

区分	期間
父母	7日間
<u>配偶者等(配偶者及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会的生活を営む関係にあると教育委員会が認める者をいう。以下同じ。)</u>	
子	5日間
祖父母	3日間
兄弟姉妹	
配偶者等の父母又は父母の配偶者	3日間(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日間)
孫	1日
おじ又はおば	
子の配偶者又は配偶者等の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日間)
配偶者等の祖父母又は祖父母の配偶者	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日間)

第14条 介護休暇は、会計年度任用職員のうち1週間の勤務日の日数が3日未満である者以外の職員に与えるものとする。

2～10 (略)

別表第2(第12条関係)

区分	期間
父母	7日間
<u>配偶者等</u>	
子	5日間
祖父母	3日間
兄弟姉妹	
配偶者等の父母又は父母の配偶者	3日間(職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日間)
孫	1日
おじ又はおば	
子の配偶者又は配偶者等の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日間)
配偶者等の祖父母又は祖父母の配偶者	1日(職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日間)
配偶者等の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 (略)

配偶者等の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者	
---------------------	--

おじ又はおばの配偶者	1日
------------	----

備考 (略)